

市営住宅駐車場使用許可申請書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

市営住宅駐車場を自動車の保管場所として使用したいので、次のとおり申請します。なお、申請者及びその同居者は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

記

1 住 宅 番 号 団地 棟 号

2 入居者の氏名及び  
入居者との続柄

3 使用する保管場所

4 使用開始希望日 年 月 日から

5 保管する自動車の概要(「自動車検査証」を見て記入して下さい。)

車 種	登録番号	車 名	型 式	車体番号	大 き さ
ア 軽自家用車					長さ cm
イ 小型自家用車					
ウ ライトバン					幅 cm
エ その他					
( )					高さ cm

駐車場管理会の意見

駐車場管理会 会長 ⑩

- この申請書に「自動車検査証」の写しを添付して提出してください。
- 申請者及びその同居者に係る室蘭警察署長の意見聴取に関する同意書その他市長が必要と認める書面を添付してください。

(様式第3号)

誓 約 書

年 月 日

登別市長 様

住 所	
住 宅 名 称	団地 棟 号
入居名義人氏名	Ⓜ
乗用車所有者氏名	Ⓜ

このたび、入居中の住宅の供用敷地に自動車を保管するに際し、次の事項を誓約します。

記

- 1 自動車を保管するにあたっては、近隣入居者の迷惑にならないよう、また、事故防止については十分注意を払います。
- 2 自動車を格納するための工作物(車庫)は、設置しません。
- 3 当該場所を第三者の自動車保管場所に使用させません。
- 4 団地内の通路、その他付帯施設を損傷したときは、すみやかに現状に復します。
- 5 前各号のほか、住宅管理上支障となるような行為はしません。
- 6 公益上、その他市において必要があるときは、その要求又は指示に従います。
- 7 前各号の一に違反した場合は承諾を取消されても異議ありません。
- 8 住宅を返還した場合は、その返還日を持って承諾を無効とすることに異議ありません。
- 9 駐車スペース及び団地内における自動車の盗難、損傷等の事故及び人身事故が発生したことにより損傷を受けることがあっても、その損害に対する請求はいたしません。

年 月 日

登別市長 様

同意書

登別市営住宅条例(平成9年登別市条例第26号)第74条の規定により、暴力団員であるかどうかについて室蘭警察署長の意見を聴くことについて同意します。

番号	フリガナ 氏名	本籍	生年月日
1	印		
2	印		
3	印		
4	印		
5	印		

- 注 1 氏名欄に自署した場合は、押印を省略できます。  
2 本籍及び生年月日を証明する書面を添付してください。